

安全の手引き

令和3年5月
在ジュネーブ領事事務所

<目次>

- 1 [はじめに](#)
- 2 [防犯の手引き](#)
 - (1) [防犯の基本的心構え](#)
 - (2) [スイスにおける犯罪発生状況](#)
 - (3) [防犯のための注意事項](#)
 - (4) [交通事情と事故対策](#)
 - (5) [テロ対策](#)
 - (6) [緊急時の連絡先](#)
 - (7) [緊急時の言葉（フランス語、イタリア語）](#)
- 3 [在留邦人用緊急事態対処マニュアル](#)
 - (1) [平素の準備と心構え](#)
 - (2) [緊急時の行動](#)

1 はじめに

海外における安全確保は、実際に生活されている方ご自身の日頃の注意・努力による他ありません（自助努力による安全確保の原則）。

それでは、日頃どのような注意、努力を行えば、安全を確保できるのでしょうか。

それには、

- ① 海外で生活する上での心構えをしっかりと持つこと
- ② 安全に関する情報を集め、それに基づき行動すること
- ③ 緊急時のための連絡先を確認し、連絡手段を確保しておくこと

以上3点が、安全確保のために大変重要です。

この手引きは、スイス（特に、在ジュネーブ領事事務所が管轄するジュネーブ州、ヴォー州、ヴァレー州及びティチーノ州）で新たな生活を始める方を主な対象として、当地に滞在される方の安全対策のために、上記ポイントに沿って作成しました。この資料が、安全で快適な生活を送るための参考となれば幸いです。

2 防犯の手引き

(1) 防犯の基本的心構え

海外生活における安全対策の基本的心構えとして次のことが挙げられます。

ア 自分と家族の安全は、自分自身で守る。

この心構えは、極めて重要です。スイスは比較的治安の良い国だと思われがちですが、油断こそが大敵です。

イ 予防が最良の危機管理

予防こそが最高かつ最重要の危機管理です。

ウ 悲観的に準備し、楽天的に行動する

「備えあれば憂いなし」です。

エ 安全のための三原則の厳守

「目立たない」・「行動を予知されない」・「用心を怠らない」

オ 住宅の安全確保

住宅は生活の基盤です。その安全を確保することは、安全対策の中でも最優先事項です。

カ 現地社会に溶け込む

いざという時に助けが得られ、自然と情報も入ってきます。

キ 精神衛生と健康管理の留意

環境、習慣等の違いから長期の緊張を余儀なくされる場合が多いので、精神面、肉体系の自己管理が重要です。

(2) スイスにおける犯罪発生状況

ア 警察組織

スイスでは、連邦及び州のレベルにおいて、それぞれ警察組織があります。これに加え、一部の市町村においては、別個に組織される独自の警察も存在します。

例えば、ジュネーブ州では、州内を管轄する「ジュネーブ州警察 (Police cantonale de Genève)」に加え、ジュネーブ市、カルージュ市等の主な自治体において「市警察 (Police municipale)」が組織されており、州警察との連携・協力を強化してきています。

イ 一般犯罪

(ア) 上記アのような各警察間の連携・協力も奏功し、近年、スイス国内における犯罪件数は減少傾向にあります。発生率は日本に比べ高く、高い州からバーゼル・シュタット準州、ジュネーブ州、ヌーシャテル州、チューリッヒ州、ソロトゥルン州、ベルン州となっています。

(イ) このうち、ジュネーブ州では、特に、空港、鉄道駅、列車・路線バス内、レストラン、ホテルのロビー等において、邦人が置引きや窃盗被害に遭う事例が多発しています。

また、特に夜間については、パキ (Pâquis) 地区 (注：ジュネーブ・コルナバン駅前帯の繁華街。売春や麻薬取引のほか、拳銃を使った傷害事件も発生しています。)、プランパレ (Plainpalais) 広場、BFM (Bâtiment des Forces Motrices) (Place des Volontaires 2、1204 Genève) 周辺の治安が悪いと言われています。短期滞在 (観光など) の方に限らず、長期在留の方も十分な注意が必要です。

なお、観光客の集中する夏のバカンスシーズンや大規模見本市の時期には、旅行者を狙ったスリが増加する傾向にあります。

(ウ) 最近では、チューリッヒやジュネーブの空港でのクレジットカード詐欺も発生しています。

当国における安全対策情報は、当事務所の領事メール及びウェブサイトで随時提供・更新しています。最新情報の入手を心掛けるようにしてください。

【参考1】2020年の犯罪統計による犯罪の発生状況 (スイス全土)

項目	件数	前年比 (%)
犯罪 (刑法犯) 認知総数	421,678	-2
殺人事件	47	2
殺人未遂事件	206	28
傷害事件 (重大なもの)	669	5
傷害事件	7,444	-3
窃盗事件	113,645	-11
ひったくり	788	-12
強盗事件	1,949	4
性犯罪	8,712	6

【参考2】2020年の犯罪統計による犯罪の発生状況（ジュネーブ州）

項目	件数	前年比 (%)
犯罪（刑法犯）認知総数	42,836	-10
殺人事件	1	-86
殺人未遂事件	56	70
傷害事件（重大なもの）	51	46
傷害事件	1,125	-8
窃盗事件	14,891	-16
ひったくり	259	-1
強盗事件	339	-6
性犯罪	565	1

【参考3】2020年の犯罪統計による犯罪の発生状況（ヴォー州）

項目	件数	前年比 (%)
犯罪（刑法犯）認知総数	41,737	-9
殺人事件	8	-
殺人未遂事件	19	-
傷害事件（重大なもの）	26	-
傷害事件	723	-
窃盗事件	11,942	-18
ひったくり	98	-27
強盗事件	207	-
性犯罪	682	-

【参考4】2020年の犯罪統計による犯罪の発生状況（ヴァレー州）

項目	件数	前年比 (%)
犯罪（刑法犯）認知総数	11,604	-1
殺人事件	1	-
殺人未遂事件	4	0
傷害事件（重大なもの）	6	20
傷害事件	342	5
窃盗事件	3,143	-14
ひったくり	18	64
強盗事件	20	18
性犯罪	321	17

【参考5】2020年の犯罪統計による犯罪の発生状況（ティチーノ州）

項目	件数	前年比（%）
犯罪（刑法犯）認知総数	11,285	-20
殺人事件	5	400
殺人未遂事件	2	-71
傷害事件（重大なもの）	33	-30
傷害事件	466	-8
窃盗事件	2,830	-27
内ひったくり	3	-83
強盗事件	23	-32
性犯罪	198	-25

(3) 防犯のための注意事項

ア 犯罪の具体例と手口

(ア) スリ、ひったくり、置引き

スリ、ひったくり、置引きは、空港、駅、列車・路線バス内、銀行・ATM・両替所周辺、レストラン、ホテルのロビー等で日常的に発生しています。

特に、列車内の網棚に荷物を置いたまま会話や居眠りをしている間に置引きにあう、ホテルでの朝食時に手荷物を座席に置いたまま席を離れている間に置引きにあう例が多く発生しています。

スリ、ひったくり、置引きは、以下のような巧妙な手口もあり、ある程度用心している人でも、一瞬の隙を突かれ、注意を他にそらされた間に貴重品の盗難にあっています。

スリ、ひったくり、置引きは、2～3人のグループで行われるケースが多いようです。彼らの手口は、おおよそ次の3段階で構成されています。

①最初に1人目が対象者（被害者）の気をそらすために、対象者の行く手を邪魔します。通常「ブロック係」と呼ばれる人です。

②次に2人目が対象者のカバンの中から財布を抜き取ります。通常「抜き取り係」と呼ばれる人です。

③その時、その犯行を他人の目から上手に隠してしまうのが3人目の「目隠し係」です。

また、犯人グループには若い女性や子供達が加わっていることもあり、一見して犯罪者かどうか見分けがつかない場合が多いので、注意が必要です。

この手口を応用した具体的犯行としては、次のような例があります。

●電車等、乗車時のお手伝い犯

ブロック係は、人々がトラムや電車に乗る際、スーツケース等重量物の運搬を手伝うと申し出て、最初に乗込み、入口付近で停滞することにより、人々の乗車を遅らせます。同時に抜き取り係が、乗車のため並んでいる対象者が入り口付近に気を取られている隙に、財布やカバンを盗んでいく手口です。

●ぶつかり犯

エスカレーター中や混雑した駅のような人混みにいる時、犯人が故意に体を押しついたり、ぶつかって来たりします。それに気を取られている隙に、共犯者がカバンや財布をスルという手口です。

●押しのけ犯

混雑した駅のプラットフォームなどで犯人が人を押しのけて不自然に対象者の側に寄って来ます。対象者が不快に思い背を向けたところ、うとうとカバンから物を盗んでいく手口です。

●ご案内犯

観光客になりすました犯人が、道路上で道順について、あるいは電車内において電車の接続などについて突然質問してきます。そして注意を引いている隙に、共犯者が財布やカバンを盗んでいく手口です。

●両替お願い犯

見知らぬ人が突然両替を頼んで来て、小銭を数えている隙に、紙幣を抜き取ってしまう手口です。

●洋服汚し犯

対象者（例えば、銀行のキャッシュサービスから出てきた者等）の洋服を故意にケチャップ・マスタード・アイスなどで汚します。口上手に許しを請い対象者がそれに対応している隙に、共犯者がバッグから物を抜き取ったり、足下のカバンを盗んだりしていく手口です。

●洋服掛け犯

電車のボックス席に予めかかっている他人のコートの上に自分のコートを掛け、その後、自分のコートをとるふりをして、他人のポケットなどから金目の物を盗む手口です。

●窓ガラスノック犯

停車中の電車に犯人が乗り込み、車内を歩き回り対象を探します。その際、共犯者も同様に移動し、車内の犯人が恰好の対象を発見すると共犯者が外から対象者が座っている窓ガラスをノックします。対象者がそちらに気をとられている隙に犯人が対象者の荷物を盗んで降りてしまう手口です。

●ジャケット犯

犯人がレストランに入りターゲットの背中合わせに席を取り、ジャケットを背もたれに掛けます。そして、自分のジャケットに手をやるように見せかけて、対象者のジャケットに金目の物がないか探る手口です。

●コインばらまき犯

電車の車内において、わざとターゲットの周辺でコインをばらまき、対象者が拾うのを手伝っている際に「抜き取り係」が、網棚においてあるカバン等を盗んでいく手口です。

この他にも、見知らぬ人から日本人の名前（タナカ等）を出しつつ、「フライトがキャンセルとなったため航空会社に電話したいが、クレジットカードを持っていないので20ユーロと引き替えにクレジットカードを使用させてほしい」と依頼され、クレジットカードを渡したら知らないうちに同種のカードにすり替えられており、後日、不正使用されていた、というケースもあります。

(イ) 空き巣

空き巣の被害も多数発生しています。特に、冬期は、大多数の方がまだ働いている時間帯に日が暮れることから、日没後に明かりのついていない家を狙った泥棒が増加する傾向があります。

イ 予防策・対抗措置

(ア) スリ、ひったくり、置引き

●必要以上に多額の現金は持ち歩かない。

やむを得ず高額の現金を持ち歩く場合には、複数の財布に分けて別々に保管してください。また、財布・パスポート・免許証・滞在許可証等の身分事項証明を同一バックに入れて持ち歩かないでください。スリや置き引きにあった場合に、全ての財産を一度に失わないための予防措置です。また、身分証明書は再発給に時間がかかるため、財布とは別々に管理してください。

●スーツケースや大きな荷物持参で電車を利用する際は要注意!

旅行者がスリや置き引きの被害に遭遇しやすいのは、多額の現金を保持している可能性が高いためです。在留邦人の皆様も居住地以外へ旅行される際には、通常より多額の現金を携行すると思われるので、貴重品を体から離さないように注意してください。

●観光地や人混みにおいて、邦人は常に狙われていると意識してください。

●小さいお子様がいるご家族は、子供に気を取られている隙にねらわれるので注意してください。

●目立たない服装をし、観光客と思わせないように努めてください。

(イ) 空き巣

●外出時は、ドアや、窓の戸締まりをしっかりと行い、夜間や長期外出時などは雨戸やシャッターもしっかりと閉めるようにしてください。

●留守中の室内にタイマーで照明やラジオをつけ、在宅しているように装う(タイマーはスーパー等で購入可能)ようにしてください。

●門(かんぬき)を取り付ける等、ドアの鍵を強化してください。

ウ 被害にあった時は

(ア) すぐに最寄りの警察にて、盗難証明書の発給を受けてください。

各種紛失物の再発給等に必ず必要になります。

(イ) 旅券を盗まれていた場合には、大使館又は領事事務所に連絡してください。

(ウ) クレジットカード会社・銀行・携帯電話会社等に連絡し、クレジットカードや銀行カード、携帯電話の停止を依頼してください。

【注：紛失の場合は、各州警察の本署が窓口になります。直接お問合せ下さい。】

警察	117	
各州警察の主な警察署（「*」は新型コロナウイルス対策期間中でも受付）		
ジュネーブ州		
ジュネーブ空港内 （年中無休）*	Police de l'aéroport	住所：Aéroport International de Genève 電話：+41 (0)22 427 57 90 （応答がない場合）+41 (0)22 427 92 22
ジュネーブ駅 地上階	Poste de Cornavain	住所：Gare de Cornavain、Passage de Montbrillant 6、1204 Genève 電話：+41 (0)22 427 68 75 （応答がない場合）+41 (0)22 427 81 11
ジュネーブ パキ地区* （年中無休）	Poste de Pâquis	住所：Rue de Berne 6、1201 Genève 電話：+41 (0)22 427 67 30 （応答がない場合）+41 (0)22 427 81 11
ジュネーブ 旧市街内	Poste du Bourg de Four	住所：Place du Bourg de Four 3、1204 Genève 電話：+41 (0)22 427 76 70 （応答がない場合）+41 (0)22 427 81 11
ヴォー州		
ローザンヌ駅*	Gendarmerie de Lausanne-Gare	住所：Place de la Gare 1、1014 Lausanne 電話：+41 (0)21 316 84 70
ヴァレー州（24 時間対応：+41 (0)27 326 56 56）		
シオン駅*	Sion Gare	住所：Place de la Gare 1、1950 Sion 電話：+41 (0)27 606 64 50
ツェルマット駅*	Zermatt	住所：Bahnhofplatz 3、3920 Zermatt 電話：+41 (0)27 606 69 20
ティチーノ州		
ベリンゾーナ市 （注：市警察）	Polizia comunale	住所：Vicolo Muggiasca 1A、6500 Bellinzona 電話：+41 (0)58 203 12 00
ルガーノ市*	Posto di Polizia di Lugano	住所：Adresse : Via Bossi 2/b、6901 Lugano 電話：+41 (0)84 825 55 55

エ 現地社会への融合

スイスに滞在する以上は、スイスの法律・制度・習慣等に従うことは当然です。権利の保護も勿論スイス当局によりなされます。事件・事故が起こった場合、大使館や領事事務所は邦人保護の観点から必要な支援を行います。

事件・事故の処理は、捜査等含めて当然スイス当局が行います。したがって、事件の当事者自身が、スイスの関係者、関係当局と連絡・依頼・交渉等を行い、解決を図ることとなります（これは、日本で事件、事故に遭った場合と同じです。）。

そこで、普段より、隣人・コミュニティ・在留邦人等と付き合い、良好な関係を築き上げ、様々な人や組織との間でネットワークを作ることをお勧めします。ネットワークができれば、いざというときに助けを得られる可能性が高まります。また、現地コミュニティ・隣人などの「口コミ」情報には、極めて重要な要素を含んでいることがあります。

については、スイス各地に点在する日本人会、同好会等に参加してみても如何でしょうか。既にスイスの社会風土に慣れ親しんだ方も多数在籍しておられますので、その方々の助言を受けながら、スイスの社会風土に馴染んでいくことも一つの手段だと思われれます。

参考：ジュネーブ領事事務所の管轄内で活動する日本人会

・ジュネーブ日本倶楽部 < <http://www.japanclubge.ch/> >

・カメラア会（ルガーノ） < <https://cameliacclub.jimdo.com/> >

（４）交通事情と事故対策

ア 交通事情

（ア）優先標識が無い交差点においては、「右側からの車両が優先」されます。右側から車が進入してくる場合、直進車は停止しなければなりません。但し、「優先道路標識」がある場合や右側車線の道路上に「前方優先」の標識がある場合は異なります。なお、「優先道路標識」のないロータリーでは左側からの車両に優先権があります。

（イ）制限速度は、市街地は50km/h、郊外一般道路は80km/h、高速道路は120km/h となっていますが、特別に速度が制限されている場所があるので常に速度標識に注意して走行する必要があります。なお、スイスでは、日本と同様に、一般道路の標識の色は「青」、高速道路の標識の色は「緑」です（フランスでは逆です。）。

（ウ）身長150cmに満たない12歳未満の子供はチャイルドシートが必要です。

（エ）昼間でもヘッドライトを点灯しなければなりません。

（オ）冬季は山岳部で降雪し、市内においても降雪が度々見られるので、タイヤは冬季用タイヤが必要です。冬期タイヤでない場合、保険が適用にならない場合がありますので注意が必要です。

（カ）当地では街中の至る所に速度違反や信号無視を取り締まる無人カメラが設置されており、違反をすると後日罰金の支払請求書が送られてきます。

また駐車違反の場合、その場で罰金の支払請求書を当該違反車両に貼られるか、又はレッカー移動されることもあります。

- イ 事故を起こしてしまったら(基本的に日本で事故を起こした時と同じです。)
 - 停止表示機(三角形)を設置し、非常点滅等を点滅させ停車してください。
 - 負傷者を救助し、救急車及び警察へ連絡してください。
 - 事故証明を取得するとともに、車の保険会社に連絡してください。

参考：TCS (TOURING CLUB SUISSE：日本のJAFに相当)

[交通法規\(仏語\)](#) [交通法規\(独語\)](#)

(5) テロ対策

ア 欧州では、引き続きテロが続発しており、更なるテロの発生が懸念されます。スイスにおいては、近年、国際的なテロ組織によるテロは発生していませんが、他の欧州諸国と国境を接していることもあり、テロ組織が国境を越えてスイスまで活動を拡大する可能性は否定できません。また、インターネット等を通じてイスラム過激派等の主張に影響を受けた一匹狼(ローンウルフ)型のテロリストがスイス国内でテロ活動を行う可能性もあり、当局もテロに対する警戒を強めています。

イ このような情勢を十分に認識して、海外安全情報及び報道等により最新の治安・テロ情勢等の関連情報の入手に努め、日頃から危機管理意識を持つよう心がけてください。

ウ もしテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き、冷静に行動するよう努めてください。また事件の形態別の注意事項は以下のとおりです。

【車両突入の場合】

○ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことに留意してください。

○遮へい物がない歩道では、できるだけ道路側ではなく建物側を歩いてください。

【コンサート会場、スポーツの競技場等の閉鎖空間】

○会場には時間より早めに入る、終了後はある程度時間を置いてから退出するなど、人混みを避けるよう努めてください。

○会場の外側や出入口付近での人だまりや行列は避けてください。

○パニック状態となった群衆の中で負傷するおそれもあり、周囲がパニック状態になっても冷静さを保つように努めてください。

【爆弾、銃撃等に遭遇した場合】

- その場に伏せる、あるいは頑丈なものの陰に隠れるようにしてください。
- 周囲を確認し、可能であれば銃撃音等から離れるよう、速やかに、低い姿勢を保ちつつ安全なところに退避してください。出入口に殺到して将棋倒しなどの二次的な被害に遭わないよう注意が必要です。

(海外旅行のテロ・誘拐対策パンフレット

(https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html) も併せて参照ください。)

(6) 緊急時の連絡先

【現地緊急対応機関】

警察	1 1 7
消防	1 1 8
救急車	1 4 4
電話番号案内	1 1 1

【医療機関等】

ジュネーブ大学病院 Hôpitaux universitaires Genève	住所： Rue Gabrielle-Perret-Gentil 4、 1205 Genève 電話： +41 (0)22 372 3311 HP： https://www.hug-ge.ch/ ※緊急小児病棟 (Accueil et urgences pédiatriques) 住所： Avenue de la Roseraie 47、 1205 Genève 電話： +41 (0)22 372 4555 HP： https://www.hug-ge.ch/accueil-urgences-pediatriques
ラ・トゥール病院 Hôpital de la Tour	住所： Avenue Jacob-Daniel Maillard 3、 1217 Meyrin、 GE 電話： +41 (0)22 719 6111 HP： https://www.la-tour.ch/fr/
ヴォー大学病院センター Centre hospitalier universitaire Vaudois	住所： Rue du Bugnon 21、 1011 Lausanne、 Vaud 電話： +41 (0)848 133 133 (重篤患者以外の救急) HP： http://www.chuv.ch/fr/chuv-home/ (各科の住所、各専門科の救急番号は同病院のHP ご参照)
ジュネーブ SOS 往診サービス SOS médecins Genève	住所： Rue Louis Favre 43、 1201 Genève 電話： +41 (0)22 748 4950 (小児科も共通) HP： http://www.sos-medecins.ch/wordpress/
シオン病院 Hôpital de Sion	住所： Avenue du Grand-Champsec 80、 1951 Sion 電話： +41(0) 27 603 40 00 HP： https://www.hopitalvs.ch

州医療法人（EOC） ルガーノ地域病院 Hôpital Régional de Lugano	住所：via Tesserete 46、 6900 Lugano 電話：+41 (0)91 811 61 11 HP： https://www.eoc.ch/en/Ospedali-e-Istituti/Ospedale-Regionale-di-Lugano/Civico-e-Italiano/Presentazione.html
---	--

【クレジットカード会社緊急連絡先】

VISA	電話： +1 303 967 1090（コレクトコール） HP： http://www.visa.co.jp/personal/benefits/lostyourcard.shtml
三井住友 VISA カード	電話： 00 800 12121212 HP： https://www.smbc-card.com/mem/goriyo/lost.jsp
JCB	電話： 0800 55 6056 HP： http://www.jcb.co.jp/renraku/authori.html
MASTER	電話： 0800 89 7092 HP： https://www.mastercard.co.jp/ja-jp/consumers/get-support/overseas-travel-tips.html
AMERICAN EXPRESS	電話： 0800 55 47 03 又は 0800 55 47 02（ゴールドカード） HP： https://www.americanexpress.com/jp/benefits/product/travel/global_hotline.html https://www.americanexpress.com/jp/benefits/product/travel/overseas_assist.html （ゴールドカード）
DINERS	電話： +81 (0)3 6770 2796 HP： https://www.diners.co.jp/ja/usage/loss.html
MUFG カード	電話： 00 800 0249 1468 HP： http://www.cr.mufg.jp/mufgcard/contact/lost_ab/index.html
DC カード	電話： +81 3 3770 1818 HP： http://www.cr.mufg.jp/dc/contact/lost_ab/index.html
NICOS カード	電話： 00-800-99-860860 HP： http://www.cr.mufg.jp/nicos/contact/lost_ab/index.html
UC カード	電話： +81 3 5996 9130（コレクトコール） HP： http://www2.uccard.co.jp/sos/index.html

【在外公館】

○在ジュネーブ領事事務所

電話： +41 (0)22 716 9900 FAX： +41 (0)22 716 9901

HP：https://www.geneve.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

住所： 82 rue de Lausanne、 1202 Genève

窓口受付：月～金（休館日を除く） 10～12時・14～16時

電話受付：月～金（休館日を除く） 9時～12時・14時～17時

受付時間外の緊急連絡先：022-716-9900（自動応答メッセージになったら「0」を押す）

アクセス：ローザンヌ通り 80 番地ビルのアーケードを奥に進み、奥(82 番地)のエレベーターで 8 階へお越してください。

○在スイス日本国大使館

電話：+41 (0)31 300 2222 FAX：+41 (0)31 300 2256

HP：https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

住所：Engestrasse 53、 3012 Bern

窓口受付：月～金（休館日を除く） 9時30分～11時・14時～16時

電話受付：月～金（休館日を除く） 9時～12時30分・13時45分～17時15分

(7) 緊急時の言葉（フランス語、イタリア語）

・ 助けて！		
仏	Au Secours!	オ スクー！
伊	Aiuto!	アイウト！
・ 警察を呼んで！		
仏	Appelez la police!	アプレ ラ ポリス！
伊	Chiamate la polizia!	キアマーテ ラ ポリツィーア！
・ 救急車を呼んで！		
仏	Appelez une ambulance!	アプレ ユンナンビュランス！
伊	Chiamate un'ambulanza!	キアマーテ ウナンブランツァ！
・ 急いで！		
仏	Vite!	ヴィット！
伊	In fretta!	イン フレッタ！
・ 気分が悪い。		
仏	Je me sens mal.	ジュム ソン マル
伊	Mi sento male.	ミ セント マーレ

・ バッグ(財布・パスポート)を盗まれた。		
仏	On m'a volé mon sac (mon porte-monnaie / mon passeport).	オン マ ヴォレ モンサック (モン ポルトモネ / モン パスポー)
伊	Mi hanno rubato la borsa (il portafoglio / il passaporto).	ミ アンノ ルバート ラ ボルサ (イル ポルタフォリオ / イル パッサポルト)
・ 泥棒だ!		
仏	Au voleur!	オ ヴォルー!
伊	Al ladro!	アル ラードロ!
・ 強盗だ!		
仏	C'est un cambriolage!	セ タン カンブリオラージュ!
伊	Questa è una rapina!	ケスタ エ ウナ ラピナ!
・ 彼(彼女)を捕まえて!		
仏	Attrapez-le(la)!	アトラペル (ラ)!
伊	Prendetelo (Prendetela)	プレンデーテロ (プレンデーテラ)!
・ 警察署はどこですか?		
仏	Où est le poste de police?	ウ エル ポスト ドゥ ポリス?
伊	Dov'è il posto di polizia?	ドヴェ イル ポスト ディ ポリツィーア?
・ バッグ(財布・パスポート)をなくした。		
仏	J'ai perdu mon sac (mon porte-monnaie / mon passeport).	ジェ ペルデュ モンサック (モン ポルトモネ / モン パスポー)
伊	Ho perso la borsa (il portafoglio / il passaporto).	オ ペルソ ラ ボルサ (イル ポルタフォリオ / イル パッサポルト)
・ 紛失証明書をください。		
仏	Donnez-moi une attestation de perte.	ドネ モワ ユンヌ アテスタスイオン ドゥ ペルトウ
伊	Datemi un certificato di smarrimento.	ダーテミ ウン チェルティフィカート ディ スマリメント
・ 盗難報告書を作成してください。		
仏	Faites une déclaration de vol.	フェット ユンヌ デクララスイオン ドゥ ヴォル
伊	Fate una denuncia di furto.	ファテ ウナ デヌンチア ディ フルト
・ 誰か英語を話せますか?		
仏	Quelqu'un parle anglais ?	ケルカン パルル アングレ?
伊	Qualcuno parla inglese ?	カルクーノ パルラ イングレーゼ?

3 在留邦人用緊急事態対処マニュアル

(1) 平素の準備と心構え

ア 在留届の提出

在留届を必ず提出してください。また、ご家族の帰国・転居等、在留届の記載内容に変更があった際には必ず領事事務所に届け出てください。(変更の届出は、電話やインターネットの在留届電子システムでも受けつけています。)

イ 連絡体制の整備

領事事務所からの緊急連絡は、在留届に基づいて行いますが、在留邦人の皆様が組織しているグループや団体(各地域の日本人会など)で独自の連絡網を作成しておられましたら、領事事務所にご連絡ください。これらの連絡網を緊急事態の際の連絡に活用したいと考えております。

ウ 退避場所

緊急事態はいつ起こるとも限りません。そのような場合に備えて家族間や企業内などでの緊急連絡方法や退避場所、集合場所を日頃から決めておき、適時確認を行ってください。また、各自の日常の所在も家族や同僚などに知らせておくことが大切です。

エ 携行品及び非常用物資の準備

旅券や身分証明書のほか、最低必要な現金は直ちに持ち出せるように予めまとめておきます。また、非常用食料品、医薬品、燃料などを家族構成に合わせ、日頃から準備しておくことが大切です。

オ ALERT SWISS

連邦及び州政府の共同事業による危機管理用サイトでは、平時の情報収集から緊急時の対応まで掲載されていますので、ご利用ください。(<https://www.alert.swiss/en/home.html>) また、スマートフォン用アプリでは、スイスの26州及びリヒテンシュタインの中から情報を得たい場所(一部の州又は全地域、更に位置情報による現在地)と、情報内容(事故のような一般情報から災害等の注意報、警報まで)を自由に選択することができます。

(2) 緊急時の行動

ア 基本的な心構え

平静を保ち、流言飛語に惑わされる、あるいは群集心理に巻き込まれることのないように注意してください。

イ 情報の把握

緊急事態発生の際には、当地報道、ラジオ、インターネットなどによる正確な情報収集に心掛けてください。

ウ 大使館・領事事務所との連絡等

ご自身やご家族または他の在留邦人の方の生命・身体・財産に危害が及んだとき、またはそのおそれがある場合には、迅速かつ具体的にその状況を大使館又は領事事務所にお知らせ下さい。

また、緊急事態発生の際には、お互いに助け合って対応に当たることが必要となります。場合によっては、大使館又は領事事務所から在留邦人の皆様に種々のお願いをすることもあるかと思しますので、その際にはご協力をよろしくお願いします。

(了)